

## 由布市社会福祉法人施設経営者協議会会則

(名称)

第1条 本会は、由布市社会福祉法人施設経営者協議会（以下「協議会」という。）という。

(構成)

第2条 協議会は、第6条に掲げる会員及び賛助会員をもって構成する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、由布市庄内町庄内原365番地1由布市社会福祉協議会内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、由布市内に所在する社会福祉法人の地域における使命と役割の向上を図り、社会貢献事業などにより地域の福祉の増進を進めるため、会員相互及び行政機関との密接な連携を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 協議会は、第4条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 行政、各種関係機関・団体、地域住民との交流、連携、協働に関する事業
- (2) 会員相互の情報交換、研鑽、交流
- (3) 社会福祉法人連携・協働による社会貢献事業
- (4) その他、協議会の目的達成に必要な事業

(会員)

第6条 会員及び賛助会員は、本会の目的・活動に賛同する市内に所在する社会福祉法人とする。

(会費)

第7条 協議会の会費は、1法人年5,000円とし、主に協議会の事務的経費に充て、事業実施に必要な経費は、別途徴収するものとする。

(入会及び退会)

第8条 協議会へ入会を希望する社会福祉法人は、本会会長あてに入会申込書を提出するものとする。また、退会においても同様とする。

(役員)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

(役員を選出方法)

第10条 役員は、総会において選出する。

(役員職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

3 会計は、協議会の会計を処理する。

4 監事は、本協議会業務及び会計を監査し、その結果を総会で報告する

(役員任期及び補充)

第12条 役員任期は、2年とする。

2 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(会議)

第13条 協議会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会

(2) 役員会

(会議の構成)

第14条 総会は、全会員をもって構成する。

2 役員会は、会長・副会長・会計をもって構成する。

(会議の権能)

第15条 総会は、次の事項について決定する。

- (1) 年度事業計画に関する事項
- (2) 年度予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) その他会長が付議した事項

2 役員会は、業務遂行上必要な事項について決定し、本会の運営にあたる。

(会議の開催)

第16条 総会は、毎年1回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 役員会は、必要に応じ随時開催する。

(会議の招集)

第17条 会議の招集は、会長が行う。

(会議の議長)

第18条 会議の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第19条 会議の議事は、出席者の過半数で決する。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催日時場所
- (2) 会員数及び出席会員数
- (3) 議事の内容及び結果

2 議事録には、総会に出席した会員の中から2名が、内容を精査し、署名・押印する。

(小委員会)

第21条 協議会の活動を円滑に進めるため、必要に応じて小委員会を設置することができる。

2 小委員会に関わる規定は、別に定める。

(会計)

第22条 協議会の活動に関わる経費は、会費、補助金、寄付金、その他の経費をもってこれに充てる。

(会計年度)

第23条 協議会の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第24条 この会則を変更しようとするときは、総会において決議を得なければならない。

(施行細則)

第25条 この会則の施行について必要な細則は、総会の承認を経て会長が定める。

附 則

この会則は、平成29年8月29日から施行する。

平成30年6月28日 改定

当会の会則に相違ありません。

由布市社会福祉法人施設経営者協議会

会長 土師 壽三